

山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年3月27日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領の一部改正する要領

山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領（令和7年山鹿市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「人」を「者」に改める。

第3条第1号中「土地提供者」を「土地提供者であること」に改め、同条第2号中「市税の滞納がない者」を「市税の滞納がない者であること」に改め、同条第3号中「暴力団及び暴力団員に該当しない者」を「暴力団及び暴力団員に該当しない者であること」に改める。

第8条中「以内まで」を「以内」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「住宅用地整備促進補助金交付決定通知書」を「住宅用地整備促進補助金交付確定通知書」に改め、同条第2項中「た上で、補助金の額を確定し、その内容を速やかに交付決定者に通知するとともに」を削る。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。